(2)　厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、対象医師を宿日直勤務（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下この㈣及び㈢において同じ。）に従事させる場合は、(1)の限りでないものとした。（第一一〇条第一項ただし書関係）

(3)　病院又は診療所の管理者は、対象医師に対し、(1)の休息時間を確保しなかった場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事後において、これに相当する休息時間を確保するよう努めなければならないものとした。（第一一〇条第二項関係）

(4)　(2)の場合において、病院又は診療所の管理者は、宿日直勤務中に、対象医師を労働させたときは、当該宿日直勤務後に、当該対象医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な休息時間を確保するよう努めなければならないものとした。（第一一〇条第三項関係）

㈤　都道府県知事による病院又は診療所の開設者に対する命令

都道府県知事は、病院又は診療所の管理者が、正当な理由がなく、㈢の(1)の面接指導を行っていないと認めるとき又は㈢の(2)の必要な措置を講じていないと認めるとき等は、当該病院又は診療所の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとした。（第一一一条関係）

㈥　特定地域医療提供機関

(1)　都道府県知事は、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができるものとした。（第一一三条第一項関係）

イ　救急医療

ロ　居宅等における医療

ハ　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

(2)　(1)の指定の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、(1)の業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案を添えてしなければならないものとした。（第一一三条第二項関係）

(3)　都道府県知事は、(1)の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、(1)の指定をすることができるものとした。（第一一三条第三項関係）

イ　(2)の労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。

ロ　㈢の(1)の面接指導並びに㈢の(1)及び(3)の休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

ハ　労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

(4)　都道府県知事は、(1)の指定をするに当たっては、㈡の(2)により通知を受けた㈡の(1)の医療機関勤務環境評価センターによる評価の結果を踏まえなければならないものとし、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないものとした。（第一一三条第四項及び第五項関係）

(5)　都道府県知事は、(1)の指定をしたときは、その旨を公示しなければならないものとした。（第一一三条第六項関係）

㈦　連携型特定地域医療提供機関

(1)　都道府県知事は、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによって当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができるものとした。（第一一八条第一項関係）

(2)　㈥の(2)から(5)までの規定は、連携型特定地域医療提供機関について準用することとした。（第一一八条第二項関係）

㈧　技能向上集中研修機関

(1)　都道府県知事は、次のいずれかに該当する病院又は診療所であって、それぞれ次に掲げる医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるものを、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができるものとした。（第一一九条第一項関係）

イ　医師法第一六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院　同項の臨床研修を受ける医師

ロ　医師法第一六条の一一第一項の研修を行う病院又は診療所　当該研修を受ける医師

(2)　㈥の(2)から(5)までの規定は、技能向上集中研修機関について準用することとした。（第一一九条第二項関係）

㈨　特定高度技能研修機関

(1)　都道府県知事は、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であって、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができるものとした。（第一二〇条第一項関係）

(2)　㈥の(2)から(5)までの規定は、特定高度技能研修機関について準用することとした。（第一二〇条第二項関係）

(3)　厚生労働大臣は、(1)の確認に係る事務の全部又は一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができるものとした。（第一二一条第二項関係）

㈩　労働時間短縮計画

(1)　特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理対象機関」と総称する。）の管理者は、指定を受けた後、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならないものとした。（第一一四条、第一一八条第二項、第一一九条第二項及び第一二〇条第二項関係）

(2)　特定労務管理対象機関の管理者は、労働時間短縮計画に基づき、医師の労働時間の短縮のための取組を実施しなければならないものとした。（第一二二条第一項関係）